

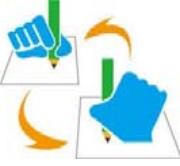
## 9. その他の制度について

### 13) 障がいのある方に関するマーク

障がいのある方に関するマークは、主に次のようなものがあります。皆様にご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

種類	内容
国際シンボルマーク	<p>障がいのある方が容易に利用できる建物、施設であることを明確に示す世界共通のシンボルマークです。</p> <p>なお、このマークは、すべての障がいのある方を対象としたもので、とくに車イスを利用する障がいのある方を限定し使用されるものではありません。</p>
盲人のための国際シンボルマーク	<p>視覚障害者の安全やバリアフリーを考慮した建物・設備・機器などにつけられる世界共通のマークで、青地に白で視覚障害者が右手に白杖を持って歩く姿をデザイン化しています。</p> <p>信号機や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍・印刷物などに、設置・添付されています。</p> <p>マークを見かけた際には、視覚障害者の方へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。</p>
身体障害者標識 (障害者マーク)	<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する自動車に貼る標識で、その障害が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときは、この標識を表示して運転するよう努めなければなりません。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法により罰せられます。</p>
聴覚障害者標識	<p>聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>
聴覚障害者シンボルマーク (国際マーク)	<p>このマークは、世界ろう連盟(WFD)が定めた世界共通の国際シンボルマークです。</p> <p>定期刊行物やポスター、ろう者が通訳その他のサービスを受けられる場所でも使用されています。</p>
聴覚障害者シンボルマーク (国内マーク)	<p>聴覚障がいある方であることを表す国内で使用されているマークです。</p> <p>聴覚障がいある方は、見た目には分からぬいために、誤解されたりするなど、社会生活をするうえで心配が少なくありません。</p> <p>預金通帳や診察券などにこのマークが貼付されたり、マークを表示された場合は、「大きな声ではっきり話す」「筆談をする」などご協力をお願いします。</p>

<p>ヒアリングループマーク</p> 	<p>「ヒアリングループマーク」は、補聴器や人工内耳に内蔵されているTコイルを使って利用できる施設・機器であることを表示するマークです。</p> <p>このマークを施設・機器に掲示することにより、補聴器・人工内耳装用者に補聴援助システムがあることを知らしめ、利用を促すものです。</p>
<p>ほじょ犬マーク</p> 	<p>補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)同伴の啓発のためのマークです。</p> <p>「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも補助犬が同伴できるようになりました。</p> <p>このマークを見かけたり、補助犬を連れている方を見かけた場合は、ご理解・ご協力ををお願いいたします。</p>
<p>オストメイトマーク</p> 	<p>人工肛門・人工膀胱を使用している方(オストメイト)のための設備があることを表しています。</p> <p>オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。</p>
<p>ハートプラスマーク</p> 	<p>身体内部に障がいを持つ人」を表すマークです。</p> <p>内部障がいをもつ方は、外見からは障害があることが分かりにくいため、電車の優先席を使用するときなどで誤解を受けたり、必要な手助けを受けられなかったりすることがあります。</p> <p>みなさまにも、「身体内部に障がいを持つ方」に対してのご理解・ご配慮と、ハート・プラスマークの普及活動についてご協力ををお願いいたします。</p>
<p>「白杖 SOS シグナル」普及啓発シンボルマーク</p> 	<p>白杖を頭上 50cm程度に掲げて SOS のシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖 SOS シグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。</p> <p>白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをお願いします。</p>
<p>ヘルプマーク</p> 	<p>義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです(JIS 規格)</p> <p>ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。</p>
<p>手話マーク</p> 	<p>きこえない・きこえにくい人が手話言語でのコミュニケーションの配慮を求めるときに掲示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話言語による対応ができるところに掲示ができます。</p> <p>きこえない・きこえにくい人等がこのマークを掲示した場合は「手話言語で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「手話言語で対応します」等の意味になります。</p>

<p>筆談マーク</p> 	<p>きこえない・きこえにくい人、音声言語障がい者、知的障がい者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに掲示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができるところが掲示できます。</p> <p>きこえない・きこえにくい人等がこのマークを掲示した場合は「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「筆談で対応します」等の意味になります。</p>
<p>障害者雇用支援マーク</p> 	<p>公益財団法人ソーシャルサービス協会が障がいのある人の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。</p>